

# 匝 瑳 市 津 波 避 難 計 画



令 和 3 年 1 1 月

匝 瑳 市

## 目 次

第1章 総則.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の想定.....	1
3 用語の意味.....	1
4 計画の修正.....	2
第2章 職員の初動体制.....	3
1 初動体制及び連絡.....	3
2 配備体制.....	3
(1) 災害対策本部設置前の職員配備体制 .....	4
(2) 災害対策本部設置後の職員配備体制 .....	4
第3章 津波情報等の収集・伝達 .....	5
1 津波情報等の収集.....	5
2 津波情報.....	5
(1) 情報の種類.....	5
(2) 津波警報等の種類 .....	6
(3) 津波予報.....	7
3 津波情報等の伝達系統と伝達手段 .....	8
4 津波情報等の伝達及び周知.....	9
5 海面監視・被害情報の収集体制 .....	10
第4章 避難指示等の発令.....	11
1 避難指示の対象とする津波.....	11
2 避難指示の発令対象地域.....	11
3 津波避難の原則・知識.....	12
4 遠地地震に関する情報.....	14
5 避難指示等の内容.....	14
6 避難指示等の発令手順.....	14
7 避難指示等の伝達方法.....	15
8 避難指示の解除.....	17

第5章 制水門の開閉措置.....	18
1 管理体制.....	18
(1) 制水門一覧.....	18
2 開閉措置.....	18
第6章 避難誘導計画.....	19
1 避難対象地域.....	19
(1) 避難対象地域一覧 .....	19
2 避難所.....	20
(1) 避難所一覧.....	20
(2) 避難所収容人員 .....	21
3 津波避難タワー.....	21
4 避難路（避難経路）の基準.....	22
5 避難路（避難経路）の指定.....	22
6 避難方法.....	22
7 避難誘導.....	23
8 通行止め措置.....	23
第7章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策 .....	24
1 避難行動要支援者の避難対策 .....	24
(1) 避難行動要支援者の範囲 .....	24
(2) 避難行動要支援者の避難誘導等 .....	24
(3) 情報伝達.....	25
(4) 安否確認.....	25
(5) 社会福祉施設等の避難対策 .....	25
(6) 在宅者への対策 .....	25
(7) 啓発.....	26
2 観光客、釣り客等の避難対策 .....	26
(1) 情報伝達.....	26
(2) 避難場所等の看板、誘導標識の設置 .....	26
第8章 津波対策の教育・啓発.....	27
1 普及・啓発.....	27

2	自主防災組織の育成.....	27
3	防災リーダーの育成.....	27
4	津波避難に対する備蓄.....	27
第9章	津波避難訓練の実施.....	28
1	実施訓練の目的、体制.....	28
2	訓練の内容.....	28

# 第 1 章 総則

## 1 計画の目的

この計画は、津波が発生した直後から津波が収束するまでの間、及び地震発生による津波の恐れがないことが確認されるまでの間、住民の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

## 2 計画の想定

この計画は、過去千葉県において大きな津波被害を受けたと考えられている元禄地震（1703年）の津波シミュレーションに基づき、策定したものである。

## 3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

用 語	用 語 の 定 義 等
津波浸水予想地域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定めるものとする。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市が指定する地域をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定する。
避難路	避難目標地点まで安全に到達できる経路で、市が指定する主要道路をいう。
避難経路	避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。広い意味では、避難路をあわせて避難経路という。
第一次避難所	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める施設をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食糧、毛布等が整備されている。
第二次避難所	上記の避難所で避難者全員を収容することができない場合に、近隣地域において開設される避難所をいう。
避難行動要支援者	災害時の備え、発災時の避難行動、避難後の生活など、各段階において特に配慮する人々を要配慮者といい、一般的には高齢者、要介護認定者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等をいう。

	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者を避難行動要支援者という。
津波避難タワー	避難者や逃げ遅れた避難者が、緊急的・一時的に避難する施設(タワー)をいう。

#### 4 計画の修正

この計画は、被害想定や土地等利活用状況の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

千葉県においても市町村による津波避難計画の手引きとして、「千葉県津波避難計画策定指針」を作成したが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、千葉県内でも多くの死者・負傷者が出たこと等を鑑み、改定した。

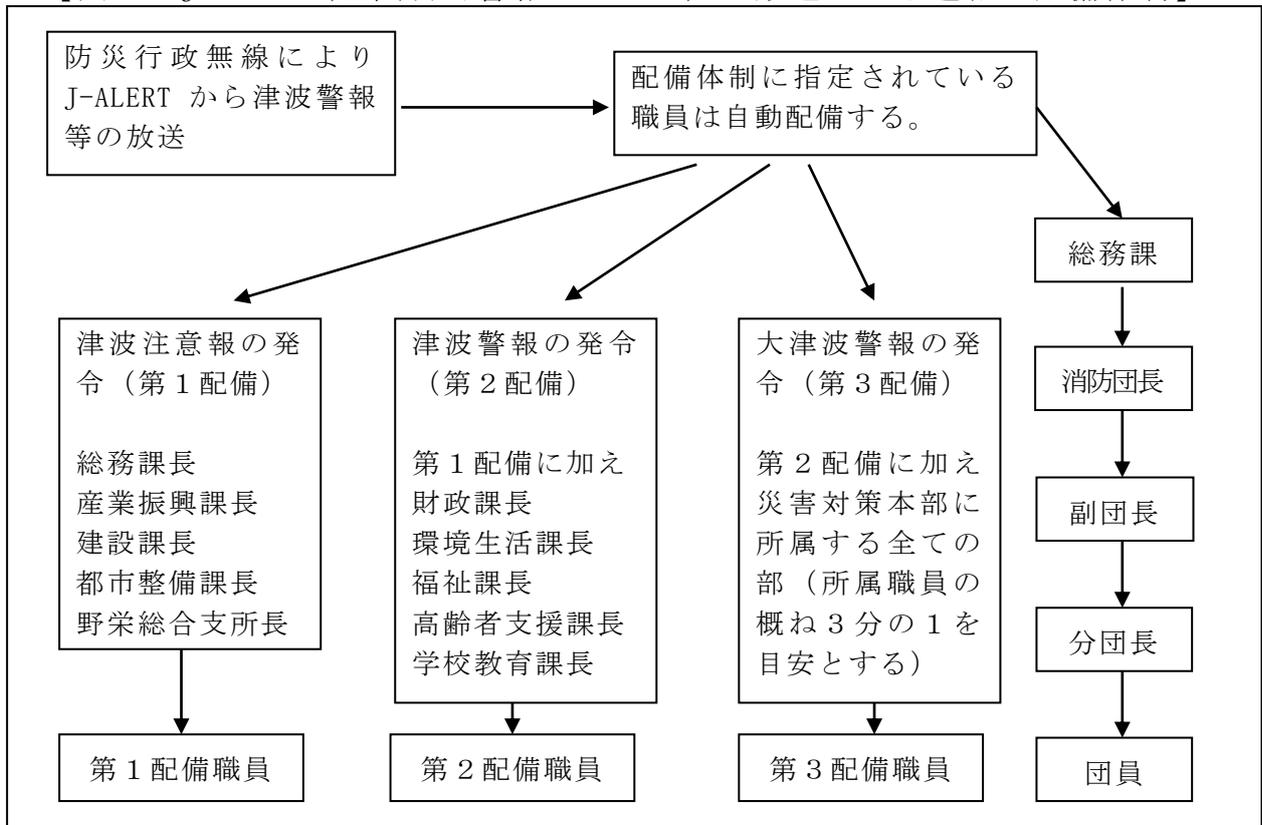
本市においても、想定津波に関する国・千葉県のシミュレーションや検討内容に沿って適宜修正を行うものとする。

## 第2章 職員の初動体制

### 1 初動体制及び連絡

勤務時間外に、津波警報等が発表された場合の、市職員（消防団を含む。）の連絡・配備体制は、匝瑳市地域防災計画の「地震・津波対策編」第3章「災害応急対策計画」第1節「災害対策本部活動」に定めるもののほか、次による。

【図1 J-ALERT（全国瞬時警報システム）の放送による連絡・配備体制】



職員は、津波警報等が発表された、あるいは市域に震度4以上の地震を観測した場合は、速やかに次の「2. 配備体制」に基づき配備するものとする。

### 2 配備体制

津波災害対策のための配備体制は、匝瑳市地域防災計画の「地震・津波対策編」第3章「災害応急対策計画」第1節「災害対策本部活動」による。なお、配備体制は次のとおりである。

## (1) 災害対策本部設置前の職員配備体制

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	地震災害	<b>【自動配備】</b> ①市域に気象庁発表による <b>震度4</b> の地震が発生したとき。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に <b>津波注意報</b> を発表したとき。	災害関係課等の職員で情報収集関連活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等で定める。	総務課 産業振興課 建設課 都市整備課 野栄総合支所
第2配備	地震災害	<b>【自動配備】</b> ①市域に気象庁発表による <b>震度5弱</b> の地震が発生した場合。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に <b>津波警報</b> を発表したとき。	第1配備体制を強化して事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等で定める。	第1配備に加え、 財政課 環境生活課 福祉課 高齢者支援課 学校教育課

※自主避難所開設時は配備基準に関わらず、福祉課、生涯学習室及び市民ふれあいセンターは配備する。また、配備場所は原則として勤務場所とする。

## (2) 災害対策本部設置後の職員配備体制

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	地震災害	<b>【自動配備】</b> ①市域に気象庁発表による <b>震度5強</b> の地震が発生したとき。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に <b>大津波警報</b> を発表したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各本部員で定める。	災害対策本部に所属するすべての部（所属職員の概ね3分の1を目安とする。）
第4配備	地震災害	<b>【自動配備】</b> ①市域に気象庁発表による <b>震度6弱以上</b> の地震が発生した場合。	市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員すべてとする。	災害対策本部に所属するすべての部

## 第3章 津波情報等の収集・伝達

### 1 津波情報等の収集

市は、市内において震度4以上の地震が発生し、又は千葉県沿岸に津波注意報、津波警報が発表されたときに、それぞれ第1配備及び第2配備の警戒体制をとり、津波情報等を収集する。

### 2 津波情報

津波情報とは、地震が原因で津波による災害が予想される時、気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報である。また、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報として情報を発表する。

#### (1) 情報の種類

予報・情報の種類	内 容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さを発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(2) 津波警報等の種類

種類	解説	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ	定性的 表現	想定される被害と 取るべき行動
大 津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 予想高さ	10m 超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難タワー等安全な場所へ避難してください。
		5m < 予想高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 予想高さ ≤ 5m	5m		
津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難タワー等安全な場所へ避難してください。
津 波 注 意 報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

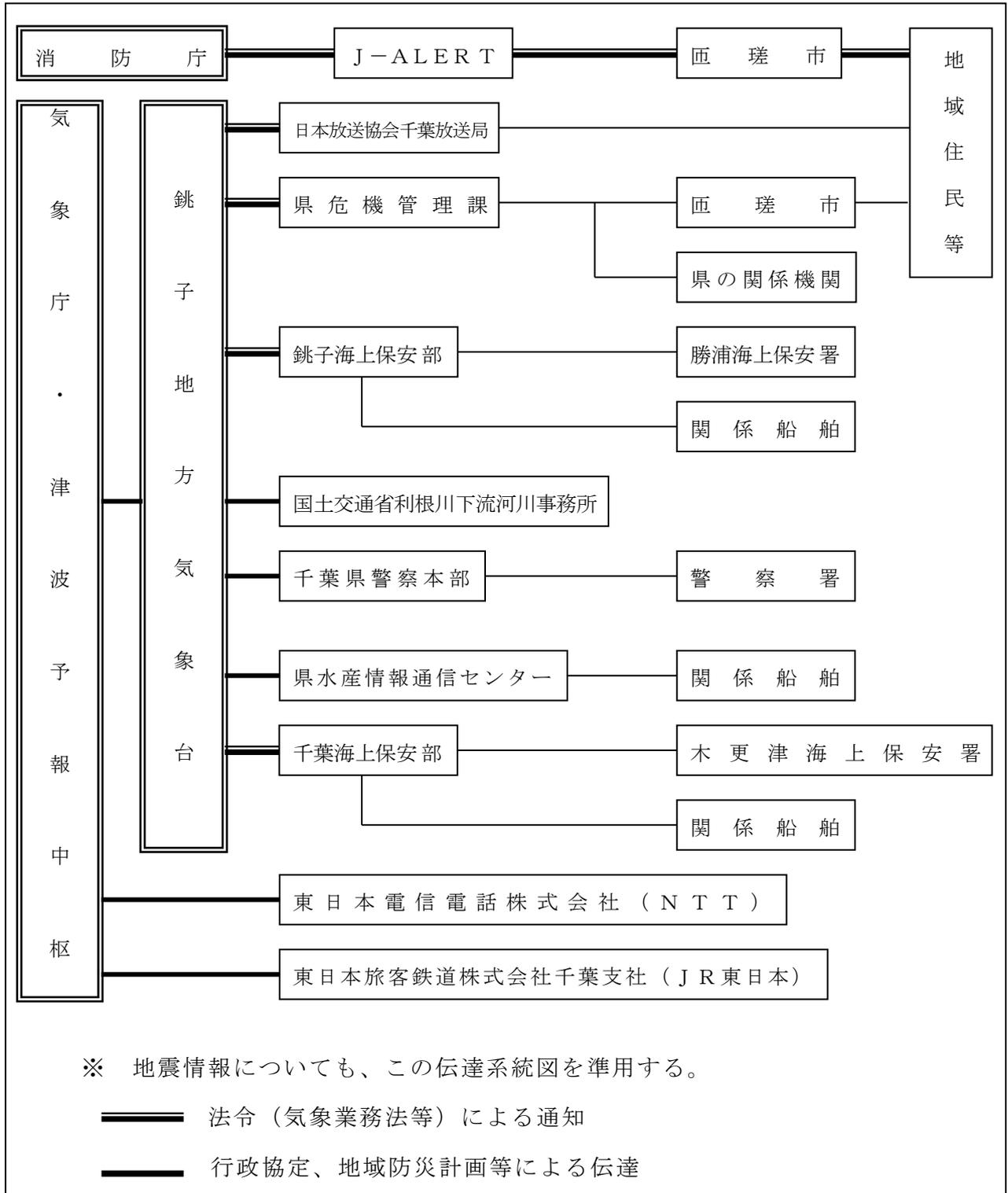
### (3) 津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

### 3 津波情報等の伝達系統と伝達手段

消防庁・気象庁が発表した津波情報は、下記の伝達系統図により、直ちに住民等に伝達する。

【図2 津波予報伝達系統図】



#### 4 津波情報等の伝達及び周知

市は、気象庁等が発表する津波情報等について、下記に示す方法により、住民及び海岸付近に滞在する観光客や釣り客等に対して迅速かつ正確に伝達・周知する。

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線 緊急速報メール	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視の状況 避難指示の内容	総務課
広報車 ホームページ 消防車 警察車両	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視の状況 避難指示の内容	総務部、秘書広報部※ 匝瑳警察署 匝瑳市横芝光町消防組合 匝瑳市消防団

※災害対策本部設置前においても、状況に応じて実施を担当する。

市は、津波に関する情報を伝達するにあたり、次の事項に配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、地域住民及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- (2) 津波が発生した場合、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。また、市長は、避難指示等を発令したときは、放送事業者に情報伝達を行う。
- (3) 船舶に対する津波注意報、津波警報の伝達は、海匠漁業協同組合を通じて行う。
- (4) 防災行政無線だけでなく、緊急速報メール、ツイッター、広報車、ホームページ等、多様な手段を用いて情報の伝達を迅速かつ的確に行う。
- (5) 市内の被害状況の迅速・確実な把握を行う。
- (6) 災害を具体的にイメージできるように、また、危険が迫っていることを認識できるように表現を工夫する。特に、防災行政無線での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送する等、住民に注目させる工夫をする。

(7) 消防団、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。

## 5 海面監視・被害情報の収集体制

市は、津波発生危険性がある場合は、消防機関、消防団と協力し、海面監視による津波監視を行う。海面監視等による情報収集は、安全な場所の監視地点から、目視等により行う。異常を覚知した場合は、次に定めるところにより伝達する。

海面監視地点	実施責任者(機関)	連絡手段	伝達先
吉崎・長谷地区海岸	匠瑳市横芝光町 消防組合	防災行政無線	総務課消防防災班 0479(73)0084
野手・今泉・新堀地区海岸		消防無線	
川辺・堀川・栢田地区海岸		一般加入電話等	

津波により浸水が想定される地域での津波監視にあたっては、発表されている津波到達予想時刻を把握したうえで、安全な場所までの退避時間と10分程度の安全時間(時間的余裕)を考慮し、現場の退避時刻を決定する。退避時刻になったら速やかに確実に安全な場所への退避を行う。また、津波監視は複数名で行い、1名を連絡・車両運転員、1名を指揮者、1名を監視員といったように役割分担を行う。

## 第4章 避難指示等の発令

### 1 避難指示の対象とする津波

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難や緊急安全確保は発令せず**基本的に避難指示のみを発令する**。

また、津波災害は切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波浸水予想地域等にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）や長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

### 2 避難指示の発令対象地域

発令対象地域は次のとおりとする。

気象庁発表の警報等と津波の高さ		発令対象地域
大津波警報	10 m超	大津波により浸水が想定される地域
	10 m	
	5 m	
津波警報	3 m	海岸付近、及び防潮堤等の海岸保全施設がない又はその高さが低い地域で、高さ3 mの津波によって浸水が想定される地域

津波注意報	1 m	海水浴等の海洋レジャー客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者を念頭に、海の中や海岸付近、海岸堤防等より海側の地域
-------	-----	---

### 3 津波避難の原則・知識

津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5 mから2.0 mであっても、全被災地における木造家屋の倒壊・流出が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての地域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

また、津波は20 cmから30 cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれが発表された場合は、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

#### (1) 津波の知識

- ア 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- イ 津波は、繰り返し襲ってくること。
- ウ 第一波が最大とは限らないこと。
- エ 津波は、地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域、挙動が変わってくること。
- オ 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。
- カ 津波は河川や水路を遡上すること。また、遡上した津波は、伝搬速度が速く、遡上距離も長くなる傾向があること。
- キ 津波の速度は水深が深いところでは速く、浅いところでは遅くなるが、陸上でもオリンピック選手なみのスピードで押し寄せてくるため、津波を見てから逃げては間に合わないこと。

## (2) 津波警報等に関する情報及び知識

- ア 気象庁が発表する津波警報等の内容と想定される被害並びに取るべき行動。
- イ 津波警報等は、津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- ウ 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- エ 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- オ 地震の規模や発生地点、波長、地形等の要因で、気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。
- カ 津波注意報であっても、海の中では速い海流に巻き込まれたり、海岸付近で被害が生じる場合があるため、海から上がり、海岸から離れること。

## (3) 津波避難行動に関する知識

- ア 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- イ 強い揺れを感じたときは、直ぐに津波がくる可能性があることから、津波警報等の発表前でも一刻も早い避難が必要であること。
- ウ 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くし、海岸からより遠く、より安全な場所へ避難すること。
- エ 自ら迷わず率先して迅速に避難行動をとることや近所に避難を呼びかけることが地域住民の避難を促すこと。また、避難誘導する消防団員等の負担軽減につながること。
- オ 浸水深が30cm未満でも、津波の流速が速い場合は歩行が困難となること。
- カ 1983年の日本海中部地震では津波による70cmの浸水深で死者が発生しており、浸水深が100cmを越えると、歩行中の人はほぼ絶望的となること。

キ 浸水深が10cm以上で自動車のブレーキ性能が低下、30cm以上でエンジンが停止することがある。50cm以上で車とともに流され、非常に危険な状態となること。

ク 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること。

#### **4 遠地地震に関する情報**

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

#### **5 避難指示等の内容**

市は避難指示等を発令する場合は、可能な限り次の事項を明示して、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難路
- (5) 避難時の服装及び携行品
- (6) 避難行動における注意事項

#### **6 避難指示等の発令手順**

避難指示等の発令及び解除は、市長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。市長が不在又は市長に連絡がとれない場合は、副市長、教育長の順位でこれを代行する。

## 7 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達方法は、本計画第3章「津波情報等の収集・伝達」に定めるところによる。以下に想定される伝達方法を示す。

- (1) 気象庁より大津波警報、津波警報、津波注意報の発表があったときは、Jアラートにより防災行政無線を自動起動し、瞬時に警報音と音声により放送が行われる。

《津波注意報発表時》

サイレン音10秒、2秒休止、サイレン音10秒、2秒休止、津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。こちらは防災そうさです。

《津波警報発表時》

サイレン音5秒、6秒休止、サイレン音5秒、6秒休止、津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。こちらは防災そうさです。

《大津波警報発表時》

サイレン音3秒、2秒休止、サイレン音3秒、2秒休止、サイレン音3秒、2秒休止、大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。こちらは防災そうさです。

- (2) Jアラートによる放送終了後、防災行政無線により避難指示等を行う。

《津波注意報発表時》

こちらは、防災そうさです。

市役所から津波の発生についてお知らせします。

※九十九里・外房地域に〇時〇分、津波注意報が発表されました。

これに伴い、海岸堤防より海側にいる方に、「避難指示」を発令しました。予想される津波の高さは〇mで、予想到達時刻は〇時〇分です。海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸や河川から避難してください。

※繰り返します。

《津波警報発表時》

サイレン音5秒、6秒休止、サイレン音5秒、6秒休止

こちらは、防災そうさです。

市役所から津波の発生についてお知らせします。

※九十九里・外房地域に〇時〇分、津波警報が発表されました。

これに伴い、〇〇地区に「避難指示」を発令しました。高いところで〇mの津波が予想され、予想到達時刻は〇時〇分です。沿岸部や川沿いで被害が発生する危険があります。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※繰り返します。

《大津波警報発表時》

サイレン音 3 秒、2 秒休止、サイレン音 3 秒、2 秒休止、サイレン音 3 秒、2 秒休止

こちらは、防災そうさです。

匝瑳市災害対策本部から大津波の発生についてお知らせします。

※九十九里・外房地域に〇時〇分、大津波警報が発表されました。

これに伴い、〇〇地区に「避難指示」を発令しました。高いところで〇mの巨大な津波が襲い、予想到達時刻は〇時〇分です。沿岸部や川沿いで甚大な被害が発生します。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※繰り返します。

(3) 防災行政無線により避難所の開設について周知を行う。

《防災行政無線放送の例》

こちらは、防災そうさです。市役所（匝瑳市災害対策本部）から避難所の開設についてお知らせします。

※〇〇小学校、生涯学習センターを避難所として開設しましたので、お知らせします。

なお、〇〇地区に津波災害に関する「避難指示」を発令していますので、海岸や河川には絶対に近づかないようにしてください。

※繰り返します。

(4) 防災行政無線により収集した津波情報等について広報を行う。

津波の予想到達時刻や予想される津波の高さ、沖合・沿岸で観測された第1波到達時刻、それまでに観測された最大波の高さ、後続波にも警戒を継続する旨等を伝達する。

《防災行政無線放送の例》

こちらは、防災そうさです。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から津波情報についてお知らせします。

※ただ今、九十九里・外房地域に津波警報（又は、大津波警報）が発表され、〇〇地区に津波災害に関する「避難指示」を発令しています。高いところで〇mの（巨大な）津波が予想され、予想到達時刻は〇時〇分頃です。海岸や河川には絶対に近づかないようにし、直ちにできるだけ高い場所に避難してください。

また、後続波にも注意してください。

※繰り返します。

- (5) 緊急速報メール、ツイッター、広報車、ホームページ等でも上記（1）から（4）と同様の内容を周知・配信する。

## 8 避難指示の解除

- (1) 避難指示の解除については、避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- (2) 法令の規定により市長が発令した津波警報等を解除した場合

《防災行政無線放送の例》

こちらは、ぼうさいそうさです。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※九十九里・外房地域に発表されていた大津波警報（又は、津波警報、津波注意報）は解除されました。これに伴い、「避難指示」の発令を解除します。

引き続き、津波に伴う海面変動が継続する可能性があるため、海岸や河川には近づかないようにしてください。

※繰り返します。

## 第5章 制水門の開閉措置

### 1 管理体制

市内海岸地域には、2箇所の制水門があり排水機場管理協議会で管理している。

これらは、主に湛水防除対策として設置されたものであり、台風・大雨等災害時には、野栄総合支所職員及び産業振興課職員が協力して開閉を担当し、津波発生時は、野栄総合支所職員が制水門の開閉等管理するものとする。

#### (1) 制水門一覧

地域名	名称	場所
内裏浜 八軒浜 長谷浜	野田制水門	匝瑳市野手 17146 番地 1725
今泉浜 新堀浜	新堀川制水門	匝瑳市今泉 7998 番地 1

### 2 開閉措置

制水門の管理者は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて制水門等の適正な開閉を行い、その操作に万全を期する。しかし、津波発生後、管理者が実際に制水門に行き閉鎖することは非常に危険を伴うので、津波警報等発表時は原則、警報が解除され、安全が確保されるまで、制水門での応急対応を行わない。このことから、遠隔操作等による作動を検討する。

## 第 6 章 避難誘導計画

### 1 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示等を発令する際に避難の対象となる地域である。

第一次避難対象地域を、千葉県において大きな津波被害を受けたと考えられている元禄地震（1703年）の津波シミュレーションに基づき、作成された津波ハザードマップをもとに海岸から主要地方道飯岡一宮線（県道30号線）沿線地域を指定する。

第二次避難対象地域として、海岸線から2キロメートル以内を津波に対する警戒地域とすることから一般県道飯岡片貝線（県道122号線）沿線地域までを指定する。

#### （1） 避難対象地域一覧

避難対象地域（地区名）		避難所	
第一次避難対象地域	第二次避難対象地域	第一次	第二次
吉崎浜地区	吉崎浜地区を除く吉崎地区	共興小学校	平和小学校
長谷浜地区	長谷浜地区を除く長谷地区		八日市場第一中学校 豊和小学校
内裏塚浜地区 八軒浜地区 西浜地区	内裏塚浜地区を除く 八軒浜地区を除く 西浜地区を除く	野栄中学校	市民ふれあいセンター 八日市場ドーム
今泉浜地区	今泉浜地区を除く今泉地区		
新堀浜地区	新堀浜地区を除く新堀地区		
川辺浜地区	川辺浜地区を除く川辺地区	栄小学校	須賀小学校 豊栄小学校 八日市場勤労青少年ホーム
堀川浜地区	堀川浜地区を除く堀川地区		
栢田浜地区	栢田浜地区を除く栢田地区		

## 2 避難所

避難対象地域の範囲を勘案し、共興小学校・野栄中学校・栄小学校・生涯学習センターを第一次避難所に指定する。なお、各地区の第一次避難所で避難者全員を収容することができない場合、又は、津波の規模により危険が生じる場合は、第二次避難所を避難所として指定する。

第二次避難所として、平和小学校・八日市場第一中学校・豊和小学校・市民ふれあいセンター・八日市場ドーム・八日市場小学校・八日市場第二中学校・須賀小学校・豊栄小学校・八日市場勤労青少年ホームを指定する。

### (1) 避難所一覧

	名 称	所 在 地	電話番号	管理する 担当窓口	電話番号
第 一 次	共興小学校	東小笹 1160	72-4525	学 校 教 育 課	73-0094
	野栄中学校	今泉 5323-3	67-2415	〃	〃
	栄小学校	栢田 823	67-2311	〃	〃
	生涯学習センター	今泉 6489-1	67-1264	生 涯 学 習 室	67-1266
第 二 次	八日市場第一中学校	上谷中 2270-5	72-1185	学 校 教 育 課	73-0094
	市民ふれあいセンター	八日市場ハ 793-35	73-0753	福 祉 課	73-0096
	八日市場小学校	八日市場イ 2311	72-1238	学 校 教 育 課	73-0094
	八日市場第二中学校	八日市場イ 1687	72-1375	〃	〃
	豊栄小学校	飯倉 1847	72-0531	〃	〃
	平和小学校	平木 1819	72-0414	〃	〃
	豊和小学校	大寺 1492	74-0644	〃	〃
	八日市場ドーム	八日市場ハ 793-1	73-0021	生 涯 学 習 課	73-0097
	須賀小学校	高 1956	72-0476	学 校 教 育 課	73-0094
	八日市場勤労青少年ホーム	八日市場イ 2030	73-4515	産 業 振 興 課	73-0089

## (2) 避難所収容人員

名 称		屋内面積 校舎等 (㎡)	校舎等 収容人員 (人)	屋内面積 体育館 (㎡)	体育館 収容人員 (人)
第 一 次	共興小学校	1,102	551	739	369
	野栄中学校	1,950	975	1,966	983
	栄小学校	1,506	753	641	320
	生涯学習センター	464	232	356	178
合 計		5,022	2,511	3,702	1,850
名 称		屋内面積 校舎等 (㎡)	校舎等 収容人員 (人)	屋内面積 体育館 (㎡)	体育館 収容人員 (人)
第 二 次	八日市場第一中学校	2,874	1,437	1,714	857
	市民ふれあいセンター			851	425
	八日市場小学校	2,134	1,067	784	392
	八日市場第二中学校	2,927	1,463	2,383	1,191
	豊栄小学校	1,433	716	615	307
	平和小学校	1,461	730	681	340
	豊和小学校	750	375	649	324
	八日市場ドーム			2,472	1,236
	須賀小学校	1,180	590	600	300
	八日市場勤労青少年ホーム	315	157	473	236
合 計		13,074	6,535	11,222	5,608

※ 収容者数は、面積に対し2㎡を1人で使用することを前提として算定した。

### 3 津波避難タワー

避難対象地域の避難者等が緊急的・一時的に避難するために整備を行った。市は日ごろから住民への周知に努め、効果的な活用を図る。市が整備した津波避難タワーは以下のとおりである。

名称	所在地	構造、高さ	収容人数
今泉浜津波避難タワー	匝瑳市今泉 7 9 4 2 - 1	鉄骨造、8.7 m	1 5 0 人

長谷浜津波避難タワー	匝瑳市長谷 3 3 9 7 - 2 2 0	鉄骨造、8. 8 m	1 0 0 人
栄地区津波避難タワー	匝瑳市栢田 8 5 7 2 - 1、匝瑳市栢田 8 5 7 2 - 2	鉄骨造、7. 5 m	1 0 0 人

#### 4 避難路（避難経路）の基準

避難対象地域から避難場所までの避難路（避難経路）を、次の各項に基づき設定する。

- (1) 建物等の倒壊や落下物等による危険が少ないこと。
- (2) 避難者数等（観光客等を含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- (3) 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- (4) 原則として、海岸及び河川沿いの道路は除くこと。
- (5) 電柱等の倒壊物、看板等の落下物による危険が少ないこと。
- (6) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないこと。

#### 5 避難路（避難経路）の指定

避難路については、次の路線を避難路として定める。

- (1) 一般県道平和共興線（県道 2 9 9 号線）
- (2) 主要地方道八日市場野栄線（県道 4 8 号線）
- (3) 市道 0 1 0 2 号線（国道 2 9 6 号線延伸）
- (4) 主要地方道八日市場栄線（県道 4 9 号線）

#### 6 避難方法

原則として徒歩で避難する。ただし、高齢者等で徒歩での避難が困難な場合や緊急を要する場合、自転車、オートバイ又は、車両の乗り合わせ等により避難する。

また、車両を使用して避難したものの、徒歩で避難することとなった場合、

渋滞等の発生を抑制するため、車両は可能な限り道路外へ駐車する。ただし、やむを得ず道路に駐車して避難する場合、緊急車両等の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずエンジンキーを付けたままとする。

## **7 避難誘導**

- (1) 地域住民等は、自主防災組織を中心とする避難誘導體制に基づき、要配慮者を支援しながら、被災状況に応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 地域住民等が、車両等の交通手段を使って避難する場合、匝瑳警察署及び消防団、各関係機関は連携して避難誘導を実施する。

## **8 通行止め措置**

市は、津波の来襲により危険度が高いと予想される主要地方道飯岡一宮線について、千葉県及び匝瑳警察署と協力し、必要に応じて車両の通行止め措置を行うとともに、事前の周知徹底を図るものとする。

# 第7章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

## 1 避難行動要支援者の避難対策

津波発生時において、避難行動要支援者の情報の把握及び市、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防組合等各機関・団体間での情報の共有が必要となる。このため、市は日ごろから要支援者の居住地や生活状況を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるように整理するよう努める。併せて市はそのための環境整備や啓発等を実施する。

### (1) 避難行動要支援者の範囲

対象となる避難行動要支援者は、匝瑳市避難行動要支援者避難支援計画に基づき避難行動要支援者名簿に記載のある以下の者とする。

- ① 70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯員に属する者
- ② 要介護認定1から5の者
- ③ 身体障害者手帳1級及び2級を有する者のうち、視覚障害、聴覚障害又は肢体機能障害の者
- ④ 療育手帳を有する者のうち、障害の程度がAの者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が1級の者
- ⑥ 地域の中において支援の必要性が認められる者
- ⑦ その他、特別な事情で避難支援を希望する者

### (2) 避難行動要支援者の避難誘導等

市と避難支援等関係者が連携し、匝瑳市避難行動要支援者避難支援計画の避難支援プラン（個別支援計画）に基づき避難誘導を行う。避難経路の選定にあたっては、災害時に倒壊の恐れのある危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した災害時にも機能する避難経路を選定する。

### (3) 情報伝達

津波予報、避難指示等の住民等への伝達手段は、防災行政無線等の音声伝達が主体となっている。さらに、防災行政無線だけでなく、緊急速報メール、ツイッター、広報車、ホームページ等、多様な手段を用いて情報の伝達を行う。なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問し、避難情報等を伝えることも検討する。

### (4) 安否確認

福祉部は避難行動要支援者名簿を基に、以下の手段を講じて行うこととする。

- ① 民生・児童委員の調査に基づく報告
- ② 社会福祉協議会の調査に基づく報告
- ③ 自主防災組織等の調査に基づく報告
- ④ 関係部署の調査に基づく報告

### (5) 社会福祉施設等の避難対策

市は、高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導する。

### (6) 在宅者への対策

津波の到達時間が短時間であり、屋外への避難が間に合わない場合や避難開始が遅れ、津波が迫った場合等で、予想される津波の浸水深によっては上層階に避難する、又は、避難している最中に津波の危険が切迫した場合は、緊急的に身近にある建物の上層階や少しでも高い場所に逃げる必要があり、状況に応じた臨機応変な対応が必要となる。

避難行動要支援者に対する具体的な避難行動の支援等については、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある。

なお、避難行動の支援等は、本人及びその家族等の生命、避難支援等関係者、身体の安全を守ることが大前提であるため、あらかじめ津波の到達が予想される時間と安全な場所への避難に要する時間を踏まえた行動内容や避

難の判断基準を決めておく等、安全確保に十分に留意する必要がある。

## (7) 啓発

市は、避難行動要支援者やその家族に対し、ハザードマップ等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行う等、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発する。

## 2 観光客、釣り客等の避難対策

市は、関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を実施する。

### (1) 情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、防災行政無線の戸別受信機の設置等により伝達手段を確保する。

イ 屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声子局（屋外スピーカー）等により伝達する。

ウ その他、緊急速報メール、ツイッター、広報車、ホームページ等を活用し、伝達する。

### (2) 避難場所等の看板、誘導標識の設置

市は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、海拔、津波浸水予想地域、避難方向（誘導）や避難場所等を示した案内看板等の設置及び維持管理に努める。

## 第 8 章 津波対策の教育・啓発

---

津波発生時に円滑な避難が行われるよう、住民に対して津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図る。このため次の事項を組み合わせながら各地区の実情に応じて教育・啓発活動を実施する。

### 1 普及・啓発

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、自治組織、消防団等）、事業所等において、津波に対する心得の普及・啓発にあたる。また、市は、強い地震（震度 4 以上）や長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、住民が、避難指示等を待たず、迅速かつ自主的に避難するよう啓発をする。

### 2 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる地域組織であり、津波対策をはじめ、防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成にあたっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。

### 3 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等の中から、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材の育成をする。

### 4 津波避難に対する備蓄

津波はいつ発生するかわからないため、家具の固定、日ごろから 1 人 3 日分以上の食料や水の備蓄、ラジオ、乾電池等を準備するよう啓発する。また、ハザードマップを常備し、避難場所の確認や避難方法等の確認について啓発する。

## 第9章 津波避難訓練の実施

---

津波避難対策の課題検証と、関係機関及び住民の自主防災組織との協調体制を強化する目的で大規模な地震を想定した津波避難訓練を実施する。訓練参加者には、津波に関する啓発を行い、併せて訓練終了後には検討会を開催して、訓練内容、方法、問題点等の検証に努める。

### 1 実施訓練の目的、体制

津波発生時の円滑な避難に資するため津波避難訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、地域住民はもとより、自主防災組織、漁業関係者、沿岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者等の参加を得ながら、防災活動力の維持向上、地域が一体となった防災体制を確立する。

### 2 訓練の内容

地域の実情を踏まえ、下記の事項について実施する。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報等及び津波情報の収集・伝達訓練
- (3) 避難指示等の発令・伝達訓練
- (4) 津波避難訓練
- (5) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (6) 制水門の操作訓練（排水機場）
- (7) 津波監視訓練等

